

当社単元未満株式の買取ご請求及び買増ご請求について

株主様には平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社株式につきましては、単元未満株式（100株未満の株式）をご所有の株主様におかれましては、買増のご請求（買増により単元株ご所有へ）及び買取のご請求（単元未満株式のご売却）のお手続きができますのでご案内申し上げます。

お手続き連絡先

*** 口座管理機関（証券会社等）の証券口座で当社株式をご所有の株主様**

買増及び買取のご請求お手続きをご希望の株主様は、お取引のある口座管理機関（証券会社等）へ直接お申し出ください。

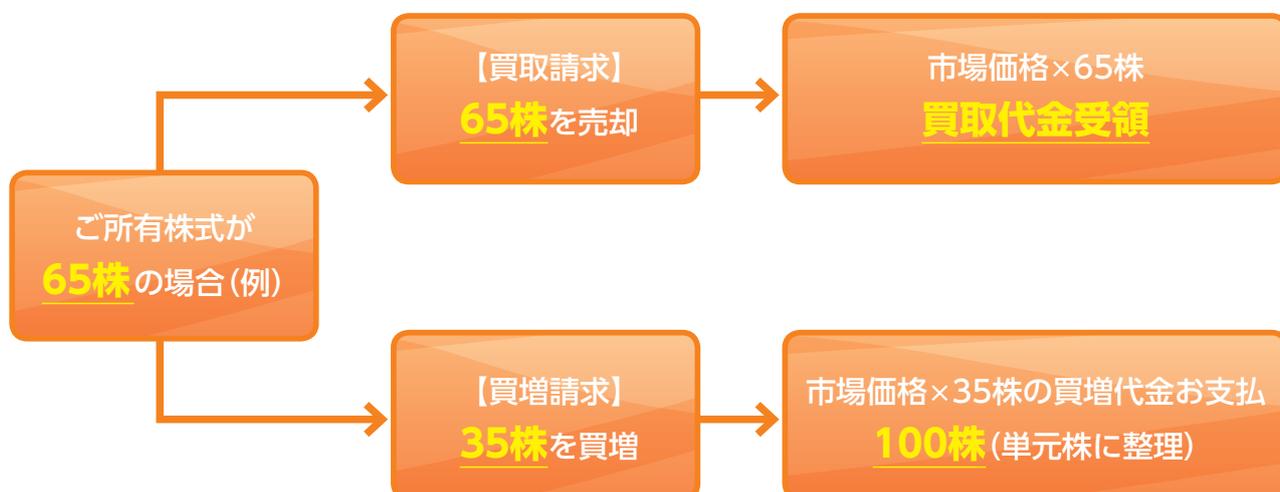
*** 特別口座（特別口座管理機関：三菱UFJ信託銀行株式会社）に記録された株主様**

平成21年の「株券電子化」の際に、従来の株券保管振替制度をご利用されていなかった株主様には、当社が株主名簿の名義人のお名前で特別口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）に「特別口座」を開設し、そのご所有株式を「特別口座」に記録し権利を保全しております。「特別口座」に記録された単元未満株式に関してお手続きをご希望の方は、下記連絡先までお問い合わせください。

（株主名簿管理人・特別口座管理機関連絡先）

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 フリーダイヤル 0120-232-711（平日9時～17時）

【 買取・買増の例 】



【 お手続きの流れ 】

< 買取請求 (単元未満株式の当社への時価売渡) >

- i. 前記いずれかの口座管理機関へご連絡
- ii. 所定のお手続き書面のご提出
- iii. 上記書面が株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到達した日の東京証券取引所における当社株式の最終価格に、**買取**ご請求株式数を乗じた額を、当該価格決定日より4営業日目に、株主様ご指定の口座へお支払いいたします。

< 買増請求 (1単元=100株に整理するための株式買増) >

- i. 前記いずれかの口座管理機関へご連絡
- ii. 所定のお手続き書面のご提出
- iii. 上記書面が株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）に到達した日の東京証券取引所における当社株式の最終価格に、**買増**ご請求株式数を乗じた額を所定の口座にお振込みいただき、当該金額の着金日に株主様の口座へ買増株式をお振替えいたします。

【 その他 】

- * 当社の期末（中間）基準日から起算して、所定の営業日（買取請求については3営業日、買増請求については10営業日）前から期末（中間）基準日までの間、その他当社または証券保管振替機構が必要と認めるときは、買取・買増請求の受付を停止いたします。
- * 当社及び株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行株式会社）における手数料は無料ですが、証券会社等の口座にご所有の単元未満株式に係るご請求につきましては別途取次手数料がかかる場合がございますので、詳しくはお取引の証券会社等へご照会ください。
- * 本ご案内は、単元未満株式の買取・買増請求を強制するものではありません。ご請求に際しましては株主様ご本人でご判断くださいますようお願い申し上げます。
また、本ご案内と行き違いにご請求済みの場合はご容赦ください。